

## 裁判官弾劾裁判所による罷免の判決に関する会長声明

令和6年4月3日、裁判官弾劾裁判所は、仙台高等裁判所判事の裁判官に対し、同裁判官が行った表現行為に「裁判官としての威信を著しく失うべき非行があった」（裁判官弾劾法2条2号）として、罷免の判決を下した。

これにより、同裁判官は裁判官としての職を失うとともに（同法37条）、他の法曹資格も失うことになった（弁護士法7条2号、検察庁法20条2号）。

本件で同裁判官は、訴追状において、13件の表現行為を理由として訴追された。このうち10件は、強盗殺人、強盗強姦未遂事件（以下「刑事事件」という）についてのインターネット上での投稿、記者会見や取材での発言であり、残る3件は犬の返還請求等に関する民事訴訟についての表現行為である。

弾劾裁判所は、刑事事件に関する投稿のうち9件及び犬の返還請求等に関する3件の表現行為が、それぞれまとまりある行為群であるとした上で、刑事事件に関する9件のうち2件は、裁判官としての表現の自由を尊重すべきであるとし、また犬の返還請求等に関する3件については著しい非行とは評価できないとした。しかし、その余の行為については、遺族の心情を傷つけ、平穏な生活を送ることを妨げたとして著しい非行があったと評価し、罷免の判決を言い渡した。

しかし、表現行為を理由として、裁判官を罷免してよいかは、慎重に問われなければならない。

憲法は、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」と定め（76条3項）、裁判官の独立を保障する。

そして、この裁判官の独立を保障するために、「裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない」（78条）と定めて裁判官の身分を強く保障する。

これを受けて、裁判官弾劾法は、裁判官を罷免できるのは、「職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき」（同法2条1号）、または「その他職務

の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき」(同法2条2号)に限られるとしている。

過去に弾劾裁判所において罷免が宣告された件数は7件あり、これらは収賄、公務員職権濫用、児童買春、ストーカー行為、盗撮行為といった、いずれも犯罪行為あるいはそれに匹敵する著しい不正行為に限られていた。これは、憲法上の要請である裁判官の身分保障を守るべく、罷免事由を厳しく限定してきた結果にほかならない。

本件で同裁判官が行ったのは、自らが担当する職務とは直接関係しない裁判に対する私的な表現行為に過ぎず、犯罪行為あるいはそれに匹敵する著しい不正行為というには重大な疑義がある。憲法上の要請及びこれを受けた裁判官弾劾法の趣旨に照らし、私的な表現行為が問題となる本件を、これまで罷免が宣告されてきた上記7件と同列に扱うべきではない。

また、罷免されることによる上述の苛烈な効果に鑑みると、私的な表現行為を理由として罷免することはあまりに行為と効果との均衡を失する。

さらに、このような私的な表現行為を理由に罷免されるとなれば、裁判官は私的な表現行為そのものを差し控えざるを得ず、正当な表現行為に対する萎縮的効果が生じることは確実である。

以上の理由から、当会は、弾劾裁判所の下した判決について、強い遺憾の意を表明する次第である。

2024年(令和6年)4月25日

茨城県弁護士会

会長 篠 崎 和 則